

教高第427号
令和2年(2020年)7月9日

熊本市教育委員会教育長 } 様
関係学校長

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課長

本県における令和2年7月豪雨災害への対応について(依頼)

このことについて、今般の豪雨災害の影響で、家計の急変により緊急に修学援助を必要とする場合、当課において下記のとおり対応いたします。

つきましては、関係学校においては、下記の内容を対象の生徒、保護者等に周知いただくとともに、申請書等のとりまとめ等に御対応いただきますようお願いいたします。

また、熊本市教育委員会教育長にあつては、貴管下の高等学校に対して、周知いただきますようお願いいたします。

なお、申請書様式等については県教育委員会ホームページに掲載しておりますので、ご参考ください。

記

1 熊本県育英資金(緊急貸与)について ※ 既に育英資金を貸与している場合は申請できません。

(1) 対象

高等学校、中等教育学校(後期課程)及び専修学校(高等課程)に在学し、令和2年度豪雨災害の影響で、家計の急変等により緊急に熊本県育英資金を必要とする生徒。

(2) 貸与金額

通常の育英資金と同様(月額8,000円~35,000円)

(3) 利子

無利子

(4) 貸与期間

申請年度の年度末まで(期間が1年以内の場合は翌年度末まで延長することが可能)

(5) 申請

- ・申請書類等(県教育委員会ホームページに掲載)
- ・各世帯の家計状況(所得等)を確認できる書類
- ・令和2年度豪雨災害に係る罹災証明書又は被災したことが確認できる書類
- ・被害総額が確認できる書類
- ・保険の補償額が確認できる書類(該当者のみ) 等

2 熊本県奨学のための給付金(家計急変)について

(1) 対象

高校生等が高等学校等に在籍し、かつ、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格を有している又は、高等学校専攻科に在籍し、かつ、高等学校等専攻科支援金の補助要件を満たす者で、家計の急変等により県民税及び市町村民税の所得割額が非課税相

当と認められる世帯又は生活保護を受給しており生業扶助を措置されていない世帯。

(2) 支給金額 (年額)

学校区分	家計急変発生月	基準日	1人目の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等
通信制又は専攻科以外	7月まで	7月1日	84,000円	129,700円
通信制又は専攻科以外	7～翌3月	申請のあった月の翌月1日(申請のあった日が月の初日の場合は、申請のあった月の1日)※	84,000円×(申請のあった月の翌月～翌3月)/12	129,700円×(申請のあった月の翌月～翌3月)/12
通信制又は専攻科	7月まで	7月1日	36,500円	
通信制又は専攻科	7～翌3月	申請のあった月の翌月1日(申請のあった日が月の初日の場合は、申請のあった月の1日)※	36,500円×(申請のあった月の翌月～翌3月)/12	

※例えば、7月19日で申請する場合、8月1日が基準日となります。(「申請」とは、家計急変発生日です。)

※オンライン学習の通信費における加算がある可能性があります。

(3) 申請

- ・申請者一覧表兼在学証明書
- ・申請書類等
- ・生活保護受給証明書及び誓約書又は保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税である世帯に相当すると確認できる書類
- ・オンライン学習の通信費関係書類
- ・申請データ

3 提出先

〒862-8609

熊本県熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課修学支援班

【問合せ先】

熊本県教育庁県立学校教育局

高校教育課修学支援班

TEL : 096-333-2675

○熊本県育英資金(緊急貸与)に関すること

担当: 矢野

○熊本県奨学のための給付金(家計急変)に関すること

担当: 坂口